5　第三項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の内国法人の特定外国子会社等に係る直接保有株式等保有割合（当該一の内国法人の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の内国法人の当該特定外国子会社等に係る間接保有株式等保有割合（当該一の内国法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

6　前条第三項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第三項各号中「個人又は」とあるのは、「一の」と読み替えるものとする。

第三十九条の十七に次の一項を加える。

13　法第六十六条の六第三項の規定を適用する場合において、外国法人が被統括会社に該当するかどうかの判定については当該外国法人に対して第一項に規定する統括業務を行う特定外国子会社等（同条第一項に規定する特定外国子会社等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度終了の時の現況によるものとし、特定外国子会社等が統括会社に該当するかどうかの判定については当該特定外国子会社等の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

第三十九条の十七の次に次の一条を加える。

（特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の十七の二　法第六十六条の六第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項各号に掲げる内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）の各事業年度の法第六十六条の六第四項に規定する部分適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の第三十九条の十六第二項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　特定所得の金額（法第六十六条の六第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る源泉税等（本店所在地国若しくは本店所在地国以外の国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により課される法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税及びこれに附帯して課される法人税法第二条第四十一号に規定する附帯税（利子税を除く。）に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。以下この項において同じ。）の額があるときは、当該源泉税等の額は、法第六十六条の六第四項各号に規定する直接要した費用の額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

3　法第六十六条の六第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における総資産の帳簿価額

二　当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（法第六十六条の六第四項第一号に規定する剰余金の配当等の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額

4　法第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第六十六条の六第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、当該特定外国子会社等が償還（買入消却を含む。）の直前において有する債券（同号に規定する差益の額に係るものに限る。）の当該直前における帳簿価額の合計額が当該特定外国子会社等の当該直前における総資産の帳簿価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第六十六条の六第四項第四号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（これに類する者で国外において当該金融商品取引業者が行う業務と同種類の業務を行うものを含む。）への売委託により行う譲渡とする。

7　法第六十六条の六第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（同条第一項各号に掲げる内国法人が次の各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国子会社等が当該研究開発を主として行った場合の当該特許権等の使用料

二　特定外国子会社等が取得をした特許権等　当該特定外国子会社等が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第六十六条の六第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国子会社等が使用を許諾された特許権等　当該特定外国子会社等が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

8　法第六十六条の六第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

9　法第六十六条の六第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする同条第一項各号に掲げる内国法人は、同条第七項に規定する確定申告書に同条第三項又は第五項の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

10　特定外国子会社等が前条第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額（法第六十六条の六第一項に規定する適用対象金額をいう。）につき法第六十六条の六第三項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面及び前条第四項に規定する統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類」と、「資料」とあるのは「資料（同項の契約に係る書類の写しを含む。）」とする。

第三十九条の十八の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「規定する政令」を「規定する課税対象金額に対応するものとして政令」に、「並びに次条第一項及び第二項」を「及び次条」に、「第四項」を「第五項」に改め、「加算した金額」の下に「。次項において「調整適用対象金額」という。」を加え、同条第十一項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「同項」の下に「又は同条第四項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項又は前項」を「第六項又は前項」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「第三十九条の十八第五項又は第六項」を「第三十九条の十八第六項又は第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を、「相当する金額」の下に「又は当該部分課税対象年度の部分課税対象金額に相当する金額」を、「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を、「受ける課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「その課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を加え、同項第一号中「相当する金額」の下に「又は当該部分課